

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 平成25年度第5回事業部会	
日 時	平成26年2月25日（火） 午後4時00分～5時45分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 特別会議室	
出席者氏名	委 員	高橋洋部会長、井上仁委員、大須賀美奈子委員、岡崎理香委員、栗本正男委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、山口茂委員（部会長以下五十音順）
	説 明 者	
	事 務 局	小澤篤子課長、新堀信晃課長、渡邊聡主査、永井太主査、後藤康次主任
欠 席 者 氏 名	チャーリー磯崎委員	
議 題	1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 2 市立学童保育所の検討項目について 3 学童保育所利用保護者に対する調査結果（クロス集計）について	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	○子ども・子育て支援事業計画における量の見込み算出結果 ○八王子市立学童保育所の検討項目及び内容 ○学童保育所利用保護者に対する調査結果（クロス集計）	
会 議 の 内 容	別紙のとおり	
会 議 録 署 名 人	平成26年 5月27日 高橋 洋	

議事 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

【高橋（洋）部会長】 さっそくですが、議事の1番、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 先ほど本審議会において、子ども・子育て支援事業計画に掲げる事業量の見込みについて話がありました。放課後児童健全育成事業につきましても、ニーズ調査を行って推計値を出しました。推計の仕方は、子どものしあわせ課から説明します。

【事務局（子どものしあわせ課）】 ニーズ量は、推計児童人口に、学童を利用したい、という利用意向率を掛け合わせて出しています。資料のなかほどにある欄に、低学年3学年分、高学年3学年分に分けてニーズ量が示されています。学校別の利用意向率は出すことができませんので、八王子市全体の利用意向率を各学校区の推計児童人口に掛け合わせたものを載せています。

なお、調査の対象は、この4月に小学校に入学する子を持つ保護者です。低学年のうちには学童を利用したいか、高学年になっても学童を利用したいか、という質問内容に答えていただいたものです。

【事務局】 この方法ですと、3,640人の待機児が見込まれることとなります。その右側にありますが、現在学童保育所を利用している父兄にアンケートをとった結果です。こちらでは、2,446人の待機児が見込まれます。

【高橋（洋）部会長】 井上委員、いかがでしょうか。

【井上委員】 4、5、6年生をどうみるのかということが大きな課題となってきます。

現在利用している3年生のうち、約60パーセントが4年生になっても利用したいと答えています。3年生の年度末利用率約30パーセントに60パーセントをかけると、18パーセントとなります。この数字は、6年生まで受け入れている千代田区の数字と比較しても、おかしい数字ではないと思います。さらに、千代田区やその他の自治体を見ると、5年、6年となるにつれ、およそ10パーセントずつ利用率が減少していくようです。一度このような方法で推計してみて、それからまた議論をしてはどうでしょうか。

ニーズ調査の数字を見ると、あまりにも多すぎるようですので、このような方法で補正をかけてみてはいかがかと思います。

【事務局】 利用率が伸びてきていますので、そのあたりも考慮に入れたいと思います。

【高橋（洋）部会長】 より現実に近いものを事務局に考えていただいて、議論を進めていくことにします。

議事2 市立学童保育所の検討項目について

【高橋（洋） 部会長】では、2番目の市立学童保育所の検討項目について、に移ります。

【事務局】本日は、対象という項目からです。よろしくをお願いします。

（資料「八王子市立学童保育所の検討項目及び内容」について説明）

【高橋（洋） 部会長】案の中に、配慮が必要な児童とあります。内容は様々ですが、東京都の調査では、5パーセントくらい、配慮を必要とする子どもがいるようです。どこの学校でも同じような状況だと思いますので、そのあたりを認識していただき、ご意見をいただければと思います。

【井上委員】記載内容が入所基準表上の優先順位のことなのか、わかりにくいのですが。

【事務局】優先順位については、次回以降、審議していただきたいと考えています。本日は、どういう子どもを学童保育の対象とするか、条例で定める内容を審議いただければと思います。ここでいう配慮が必要な児童とは、発達障害の児童を想定しています。

わかりにくいようですので、次の入所関連の部分も説明いたします。

（資料「八王子市立学童保育所の検討項目及び内容」について引き続き説明）

【高橋（洋） 部会長】対象児童、障害児入所、入所基準の3項目について説明いただきました。何か意見、質問等はございますか。

【井上委員】対象児童は、6年生までを受け入れる、の一項目でいいのではないのでしょうか。あと、障害児入所の項目ですが、基準だけで受け入れてしまうと、事業者が持たないのではないのでしょうか。八王子は障害や相談の専門員はいらっしゃいますか。

【事務局】障害児に加配をつけるかどうかの審査会議を設けていまして、昔でいう児童厚生員、臨床心理士、それから場合によっては保健士が入ったりします。

【井上委員】配慮が必要な子どもの保育計画をきちっと立てないといけないのですが、その審査会議は入所の時だけですか。

【事務局】毎年行っています。小学校との連携も基本協定で指定管理者に義務付けています。また、加配が必要であるかどうか、年間を通して子どもを見守りつつ、必要性を感じたときは随時審査会上げるようになっています。

【井上委員】では、その審査会において、適正な計画を定め、対応するといった考え方をそこに書いても構わないかもしれません。

【高橋（洋） 部会長】小学校でも、配慮が必要な児童の個別指導計画というものをつくっ

ていますので、連携は可能です。

【高橋（哲）委員】 ちょっとわからないところがありまして、これは条例を作るための資料ですから、ある程度大まかなところを決めて、規則、要綱で細かいところを決めていくのだと思います。一方でニーズ量の数字も議題として扱っています。数字を出せば、その数字に対応する解決策を考えなければならないと思うが、その内容を審議する機会はあるのですか。

【事務局】 細かい数字まで追求する、ということは、審議会に求めています。審議会の主な役割は、条例、規則、事業計画と、その前段に必要な入所基準と保育料の審議です。

【井上委員】 部会ではそのような内容で進めて、本審議会の方では、高橋委員がおっしゃったような放課後の子どもの居場所をどう確保していくのかという考え方を議論して、市長に対して答申することになると思います。

【高橋（哲）委員】 先ほどの児童の自立の促進の話ですが、もちろん生活の場として自立を支援するのですが、今までは就労支援という考えがメインでした。ここで高学年が加わるとなると、申し込みが増え、最高点の人ばかりの中からどう選ぶかという問題が出てきます。入所基準の指数では、常勤の方は最高点です。障害のある子も最高点です。そのような中、高学年の受け入れに関しては、支援が必要な子どもを最優先に入所審査を行うと難しいのかと思いました。そこのところまで考えて、条例でどう掲げるか、考えなければいけないのだと思います。

【井上委員】 要支援、要保護の子どもは、児童福祉法が保育を求めている要素ですから、そこを入れるのは必要です。ただ、配慮を必要とする、とだけあれば、自立の記述はいらぬのではないのでしょうか。

また、優先順位表には、児童虐待の扱いが載っていません。配慮が必要な児童という項目だけ載せておいていただければ、内規や審査会でそういった事例にも対応できるのではないのでしょうか。

【高橋（洋）部会長】 放課後の子どもの居場所の確保の問題については、学校側としても放課後子ども教室について改善の余地があると思います。現在所管している生涯学習スポーツ部よりも、学校教育部から推進するよう伝えるなど、伝え方を工夫してもらえば、もう少し開所日数が改善されるのではないかと思います。

【山口委員】 確認ですが、加配枠を撤廃するということは、今までとどう変わるのでしょ

うか。

【事務局】 必要に応じて必要な加配をしようとするものです。

【栗本委員】 障害児の入所枠を撤廃するという事は、例えば定員30人のうち障害児が15人ということもでてくるのでしょうか。

【事務局】 はい。今でも多いところは10人以上いるところがございます。本来、枠は4人なのですが、別途指定管理料を払って人を付けるなどし、受け入れています。

【高橋（哲）委員】 あまり期待値が大きくなりすぎないように、実態とかけ離れたものにならないよう、条例化する時には注意が必要だと思います。

また、障害児の受け入れについてですが、障害児も健常児も両方にとっていい環境を保たないといけないと思います。健常児が困ってしまって、過ごしにくい、やるせないという事にならないよう、障害児とともに周囲の子も含めて考え、入所審査をお願いしたいところです。その辺もうまく盛り込んでいただけたらと思います。

【高橋（洋）部会長】 1年生の時は支障があまりなくても、2年、3年生くらいになって周囲との違いが明らかになるケースもありますので、加配についてはその辺の配慮も必要かと思います。

【高橋（哲）委員】 5、6年生で他傷行為に及ぶ児童には、指導員が抑え込めないことも想定されます。入所審査の際にはそのあたりも考慮に入れていただきたいと思います。

【井上委員】 地域にコーディネートする機関がないと放置されてしまいますから、審査会にしても小学校と学童の連携にしてもきちっとやっていくことを考えていかないと、学童保育がセーフティーネットにならなくなる。4、5、6年生を受け入れるということはそういうリスクが高くなりますから。専門性を持つ機関との連携をきちんとしていくということを書き込んでおくべきではないかと思います。

【高橋（洋）部会長】 学校と学童保育所とは別の団体ですが、個人情報を開示することは問題ないのでしょうか。

【井上委員】 子育てに関する機関の間であれば、良いことになっています。それ以外のところに漏らしてはいけません。

【小澤子どものしあわせ課長】 八王子市では、子ども家庭支援ネットワークという協議会を置いています。小・中学校、学童、保育園、幼稚園など、子育てにかかわる機関・団体がこの協議会のメンバーに入っています。虐待に限らず、障害があるなど、支援を要する子どもについてネットワークの範囲で情報を共有することは、守秘義務違反に問われない

こととなっています。

【井上委員】この件はあまり知られていないようです。一般原則の項目に資質向上のための研修について記入してもいいのではないのでしょうか。

【高橋（洋）部会長】次に、保育料、その他に進みます。

【事務局】（資料「八王子市立学童保育所の検討項目及び内容」について引き続き説明）

【井上委員】保育料の項目の1行目は唐突な感じがします。6年生までの対象の拡大に伴い、新たな基準を定める。という書き方が適切かと思えます。

また、一番下の行の延長保育の月額上限を廃止するという表現がわかりにくく、利用時間に応じた負担とするという言い方のほうがわかりやすいと思えます。

延長保育費は、今まで委託料に含めていないのですか。

【事務局】市が指定管理料に含めて支払っています。

【大須賀委員】月額上限を廃止するというのは、毎日預けざるをえない人にとってはどうでしょうか。確かに上限3,000円は安いと思えます。安いから預けていればいい、という人がいるのもよくないので、上限をもっと上げつつ、廃止しない方がいいのかな、と思えます。

【事務局】開所時間、延長料金が7時半までという設定しかない中、8時、9時に迎えに来る家庭が多いと、問題になっています。人を置いて、開けて待っているという状況があるのに、7時半までの料金しか取れていません。

【井上委員】そこは料金を取ればいいのではないですか。

【岡崎委員】そこは料金を追加すればいいと思えます。

【小澤子どものしあわせ課長】その点も、料金を払えば預けていいのだと思ってしまう人が出てくるといった懸念があります。

【山口委員】8時間勤務の予定も崩れてしまいます。

【井上委員】しかし、7時半以降も残ったのに、延長料金は7時半までの分しか取れないというのは、何か違う気がします。

【山口委員】また、夏休み中の延長部分、1,500円というのがかなり安いと思えます。毎日来る子どももいるのに、1日単位200円で、8回来ればペイできてしまいます。

【高橋（洋）部会長】教育の立場からすると、早く家に帰り、宿題を済ませ、夕食をとり、入浴し、家族とお話しし、翌日の学校の準備をしておやすみなさい、という姿であってほしい。それが、小学校低学年で9時に学童を出るとなると、どう頑張っても寝るのは11

時すぎになり、低学年の生活として好ましくありません。親へのサービスを充実させるためだけでなく、子どものためには、7時半厳守とした方がいいと思います。

【高橋（哲）委員】7時半以降の料金設定を1,000円くらいにして開所したら、多くの保護者が利用すると思います。お金を払っているのだから預かってもらって当然だと思います。ゆっくり迎えに行こうという保護者が続出すると、容易に想像がつきます。しかし、それは学童保育のあるべき姿なのか。違うのではないのでしょうか。

あくまで7時半までというルールを守るようにしてもらって、何度も守らない人はペナルティの意味合いで相当高い金額をとる、そうしないと繰り返されてしまいます。

【大須賀委員】繰り返されると本当に大変だと思います。保護者も何か手立てを打たなければいけないのだと思います。

議事3 学童保育所利用保護者に対する調査結果（クロス集計）について

【高橋（洋）部会長】では、全体を見直しましたけど、いかがでしょうか。事務局でまた整理していただければと思います。

クロス集計については、事務局から何か説明はありますか。

【事務局】クロス集計につきましては、時間の関係もありますので、ご参考までにご覧いただければ結構かと思います。

【高橋（洋）部会長】では、長時間にわたりありがとうございました。